

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>(旅費及び日当)</p> <p>第三条 法第三十三条第一項第一号又は第二号の規定による命令に基づいて出頭した参考人又は鑑定人が同条第二項の規定に基づき請求することができる旅費及び日当の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員が受ける鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当に相当する額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(大会社等から除かれる者)</p> <p>第八条 法第二十四条の二第一号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が百億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円未満の株式会社とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(旅費及び日当)</p> <p>第三条 公認会計士法第三十三条第一項第一号又は第二号の規定による命令に基づいて出頭した参考人又は鑑定人が同条第二項の規定に基づき請求することができる旅費及び日当の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員が受ける鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当に相当する額とする。</p> <p>(大会社等から除かれる者)</p> <p>(新設)</p> <p>第七条の二 法第二十四条の二第一号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、資本金の額が百億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円未満の株式会社とする。</p> <p>第七条の三 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準</p>

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者
- イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額（

用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、金融商品取引法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券（同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において「特定有価証券」という。）の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。）であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者
- 二 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない者

（新設）

当該発行者が金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等（同法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げるもの若しくは同令第二条の八に定めるものの発行者である場合にあつては、その貸借対照表上の純資産額）が五億円未満であること又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を三で除して得た額のうちいずれか大きい方の額が十億円未満であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であること。

二 金融商品取引法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券（同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この号において「特定有価証券」という。）

（）の発行者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者

イ 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者

ロ 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）

の規定により同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならぬ者

(大会社等の範囲)

第十条 法第二十四条の二第六号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〜七 (略)

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第十一条 法第二十四条の三第一項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第十二条 法第二十四条の三第一項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(大会社等とみなされる者等)

第十三条 法第二十四条の三第二項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)並びに第三十四条の十一の五第一項及び第二項に規定する政令で定める者は次に掲げる者とし、これらの規定に規定する政令で定める日は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該

(大会社等の範囲)

第七条の四 法第二十四条の二第六号(法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〜七 (略)

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第七条の五 法第二十四条の三(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第七条の六 法第二十四条の三(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(新設)

各号に定める日とする。

一 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）にその発行する有価証券を上場しようとする者 当該有価証券が金融商品取引所に上場される日

二 金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定によりその発行する有価証券について認可金融商品取引業協会（同法第二条第十項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）の登録を受けようとする者 当該有価証券が同法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融商品取引業協会の登録を受ける日

（監査報酬相当額）

第十四条 法第三十一条の二第一項第一号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二十一の二第一項第一号に規定する政令で定める額は、公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人がこれらの規定に規定する会計期間においてこれらの規定に規定する会社その他の者の財務書類について行つた法第二条第一項の業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

（監査法人に係る著しい利害関係）

第十五条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、

（新設）

（監査法人に係る著しい利害関係）

第八条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、

、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

一～五 (略)

六 前三号に該当する場合を除き、被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与した者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員若しくは法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員(同条第五項又は第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。〔又はこれらの者の配偶者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

イ・ロ (略)

七 (略)

(監査法人に係る監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第十六条 法第三十四条の十一の三に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間は、七会計期間とする。

(監査法人に係る監査関連業務の禁止期間)

第十七条 法第三十四条の十一の三に規定する連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(上場有価証券等の発行者等)

次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

一～五 (略)

六 前三号に該当する場合を除き、被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与した者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項による指定を受けた社員又はこれらの者の配偶者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

イ・ロ (略)

七 (略)

(監査法人に係る監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第八条の二 法第三十四条の十一の三に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査法人に係る監査関連業務の禁止期間)

第八条の三 法第三十四条の十一の三に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

第十八条 法第三十四条の十一の四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者
- 二 金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融商品取引業協会の登録を受けた有価証券の発行者

(大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に係る監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第十九条 法第三十四条の十一の四第一項に規定する五会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間は、五会計期間とする。

(大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に係る監査関連業務の禁止期間)

第二十条 法第三十四条の十一の四第一項に規定する連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、五会計期間とする。

(有限責任監査法人に関する読替え)

第二十一条 法第三十四条の二十三第一項の規定により有限責任監査法人(法第一条の三第四項に規定する有限責任監査法人をいう。)について会社法の規定を準用する場合においては、会社法第二百七条第一項中「募集事項の決定の後遅滞なく」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（有限責任監査法人の最低資本金の金額）

第二十二条 法第三十四条の二十七第一項第三号に規定する政令で定める金額は、社員の総数に百万円を乗じて得た額に相当する金額とする。

（新設）

（有限責任監査法人に係る特別の利害関係）

第二十三条 法第三十四条の三十二第一項に規定する政令で定める特別の利害関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第一号において同じ。）又は監査法人と登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）との間の関係とする。

（新設）

一 公認会計士又はその配偶者が、当該登録有限責任監査法人の社員である場合又は過去一年以内に社員であつた場合

二 監査法人の社員のうちにその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である者がいる場合

三 監査法人の社員又はその配偶者のうちに過去一年以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者がいる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令で定める関係がある場合

（計算書類の作成の特則に係る事項）

第二十四条 法第三十四条の三十二第一項ただし書の政令で定める勘

（新設）

定の額は収益の額とし、同項ただし書の政令で定める基準は収益の額が十億円以上であることとする。

(供託すべき金銭の額)

第二十五条 法第三十四条の三十三第一項に規定する政令で定める額は、社員の総数に二百万円を乗じて得た額とする。

(新設)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第二十六条 登録有限責任監査法人は、法第三十四条の三十三第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

(新設)

- 一 法第三十四条の三十三第四項の規定による内閣総理大臣の命令を受けたときは、当該登録有限責任監査法人のために当該命令に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。
- 二 一年以上の期間にわたつて有効な契約であること。
- 三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

(権利の実行の手續)

第二十七条 法第三十四条の三十三第六項の権利(以下この条において単に「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

(新設)

- 2| 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、法第三十四条の三十三第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託された供託金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を前項の申立てをした者（次項及び第四項において「申立人」という。）及び当該供託金に係る登録有限責任監査法人（当該登録有限責任監査法人が同条第三項の契約を締結している場合においては、当該契約の相手方を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。
- 3| 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。
- 4| 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、当該登録有限責任監査法人に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該登録有限責任監査法人に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5| 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該登録有限責任監査法人に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、法第三十四条の三十三第九項の規定により有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(追加供託をすべき期間)

第二十八条 法第三十四条の三十三第八項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

(供託金の全部又は一部に代わる有限責任監査法人責任保険契約の内容等)

第二十九条 登録有限責任監査法人は、法第三十四条の三十四第一項

(新設)

に規定する有限責任監査法人責任保険契約(次項において「責任保険契約」という。)を締結する場合には、損害保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社をいい、外国損害保険会社等(同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。)及び同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員(同条第一項に規定する引受社員をいう。))を含む。)その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当すること

によつて生じた損害（以下この条において「てん補対象損害」という。）の賠償の責任が登録有限責任監査法人に発生した場合において、当該てん補対象損害を当該登録有限責任監査法人が賠償することにより生ずる損失の全部又は一部がてん補されるものであること。

二 一年以上の期間にわたつて有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

四 その他内閣府令で定める要件

2 責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人が法第三十四条の三十四第一項の供託金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該供託金の額から社員の総数に百万円を乗じて得た額を控除した額に相当する金額を限度とする。ただし、当該責任保険契約がてん補対象損害を賠償することにより生ずる損失の全部をてん補する場合には、供託金の全部の供託を要しない旨の承認をすることができる。

（外国会社等財務書類の対象となる有価証券）

第三十条 法第三十四条の三十五第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第十号に規定する外国投資信託の受益証券

二 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する外国投資証券

（新設）

三 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

四 金融商品取引法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

五 金融商品取引法第二条第一項第十九号又は第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

六 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる証券又は証書

七 金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号又は第六号に掲げる権利

（資格審査会の組織及び運営）

第三十一条（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十二条（略）

（外国監査法人等に関する権限の審査会への委任）

第三十三条 法第四十九条の四第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、次に掲げるものは、審査会に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第四十九条の三の二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令

（資格審査会の組織及び運営）

第九条（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十条（略）

（新設）

二 法第四十九条の三の二第二項の規定による立入検査

(実務補習団体等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十四条 長官権限のうち法第十六条第六項の規定による報告の受理の権限は、同条第一項に規定する実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

(監査法人に関する権限の財務局長等への委任)

第三十五条 (略)

(公認会計士試験の実施に関する事務の財務局長等への委任)

第三十六条 (略)

(実務補習団体等に関する権限の財務局長等への委任)

第十一条 法第四十九条の四第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（次条において「長官権限」という。）のうち法第十六条第六項の規定による報告の受理の権限は、同条第一項に規定する実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

(監査法人に関する権限の財務局長等への委任)

第十二条 (略)

(公認会計士試験の実施に関する事務の財務局長等への委任)

第十三条 (略)

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（公認会計士等の監査証明を必要とする者）</p> <p>第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 法第九十三條の二第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（公認会計士等の監査証明を必要とする者）</p> <p>第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）若しくは第一条第一号に掲げる証券若しくは法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者（法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

- 一 法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- 二 法第二条第一項第十一号に規定する外国投資証券
- 三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの
- 四 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券
- 五 法第二条第一項第十九号又は第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）
- 六 第一条第一号に掲げる証券又は証券
第一条第一号に掲げる証券又は証券
- 七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号又は第六号に掲げる権利

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十五条の二 法第九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者とする。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十六条 法第九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者（法第九十三条の二第二項に規定する内部統制報告書について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）とする。

第三十六条 法第九十三條の三第二項に規定する政令で定める期間は、同条第一項の通知を行った日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

（新設）

一 法第二十四條第一項に規定する有価証券報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二 法第二十四條の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四條の五第一項に規定する半期報告書の提出期限の前日

○ 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)(第三条関係)

改正案	現行
<p>(罰金等に類する適用除外の徴収金)</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三百三十八条第一項(とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)第十四条及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)第十二条において準用する場合を含む。)の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>八 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十四条の五十 三第一項から第五項までの決定により納付を命じた課徴金及び同 法第三十四条の五十九第二項の規定により徴収する延滞金</p>	<p>(罰金等に類する適用除外の徴収金)</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三百三十八条第一項(とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)第十四条及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)第十二条において準用する場合を含む。)の規定による通告処分に基き納付する金額に係る徴収金</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第四条関係）

改正案

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）	
名称	根拠法
（略） 監査法人	（略） 公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）
（略）	（略）
登記事項	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、

現行

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）	
名称	根拠法
（略） 監査法人	（略） 公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）
（略）	（略）
登記事項	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得な

(略)	
(略)	
(略)	<p>その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>い事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十三条第一項第七号において同じ。）及び日本公認会計士協会に關すること。</p> <p>四十～四十二 （略）</p> <p>四十三 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続開始の決定、審判の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第八条第二十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に關すること。</p> <p>四十四・四十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 公認会計士、外国公認会計士、監査法人及び日本公認会計士協会に關すること。</p> <p>四十～四十二 （略）</p> <p>四十三 金融商品取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定、審判の事務（同法第百八十条第一項の規定により審判官が行うものを除く。第八条第二十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に關すること。</p> <p>四十四・四十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関する事。</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等及び日本公認会計士協会の監督に関する事。</p> <p>八 金融商品取引法第九十三条の三第二項の規定に基づく申出の受理に関する事。</p> <p>九 (略)</p> <p>十 公認会計士法第三十一条の二第一項及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の五の規定による審判手続開始の決定に関する事。</p> <p>2 (略)</p>	<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 金融商品取引法第六章の二の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関する事。</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 公認会計士、外国公認会計士、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関する事。</p> <p>(新設)</p> <p>八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

(大会社等から除かれる者に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の公認会計士法施行令第九条の規定は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二十四条の二第二号に規定する監査証明を受けなければならない者（以下この条において「監査証明対象者」という。）であつてその事業年度が施行日以後に開始する者について適用するものとし、監査証明対象者であつてその事業年度が施行日前に開始し、施行日において終了していない者については、なお従前の例による。